

開発行為等を行う場合の手続き①

(調査～事前協議完了まで)

那珂川市都市計画課

- 以下は基本的な手続きの流れの概略を示したものであり、記載している内容以外にも手続きが必要となる場合があります。
- 開発行為等を行う際は、事前に関係機関の担当者と協議の上、法令に基づき必要な手続きを行ってください。
- 必要書類の詳細や部数については、事前に各部署の担当者に確認してください。
- () 内の手続きについては、該当する場合のみ行ってください。

手続き	協議・申請先	主な必要書類
調査	都市計画課	・ 開発・建築の予定地がわかる地図等
	(産業課)	・ 登記簿謄本・字図
	建設課	・ 立地予定の建築物の内容がわかるもの
	下水道課	※必要に応じて、県都市計画課にも確認してください
	環境課	・ 開発・建築の予定地がわかる地図等 (開発予定地がごみ収集ルート上にあるか等確認)
	文化振興課	
下協議	都市計画課	・ 現況平面図 ※作成例参照 ※必要に応じて、県都市計画課にも確認してください
	(産業課)	・ 土地利用計画図 ※作成例参照
	(建設課)	・ その他計画内容を示す図面
	(下水道課)	・ 平面図、縦断図、MH構造図
	(環境課)	・ その他計画内容を示す図面 (調査時の指摘事項があれば解決しているか確認できる資料)
	(文化振興課)	・ 文化財確認願 【市文化振興課HP「文化財の確認について」参照】
地元説明	開発予定地の区長	・ 現況平面図 ※作成例参照
	(水利委員)	・ 土地利用計画図 ※作成例参照
	(農事委員)	・ その他計画内容を示す図面
	(土木委員)	・ 事前説明報告書兼誓約書
	(その他利害関係者)	【市都市計画課 様式第3号】
		・ 開発行為等の施行意見書 【市都市計画課 様式第4号】
		・ (水利関係承諾書) 【市産業課HP「農地法関係の手続き」参照】 ・ (占用許可申請書) 【市建設課HP「道路の占用」参照】
	地元説明後、区長・水利委員・農事委員等に内容確認と押印を依頼してください	
事前協議申請	都市計画課	・ 開発行為等事前協議書及び添付図書→協議後、市都市計画課と協定書を締結 【市都市計画課 様式第1号～4号、11号、12号】
		・ (農地転用事前協議書) 【市産業課HP「農地法関係の手続き」参照】
		※後日回答書をお渡しますので、農地転用申請書に添付してください
事前協議回答	事前協議を完了した後に、関係法令で定められた申請 (開発許可申請や農地転用申請等) の申請手続きに進んでください (手続きの流れ②-1、②-2、②-3参照)	